

寄付金等受入規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人海難審判・船舶事故調査協会（以下「この法人」という。）への現金、有価証券、物品、土地及び建物等の資産（以下「寄付金等」という。）の寄付の受け入れに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 この法人は、次の各号に掲げる基準を満たしているときは、寄付金等を受け入れることができる。

- (1) 寄付金等がこの法人定款第4条に定める事業のいずれかに資するものであること。
- (2) 寄付金等がこの法人の業務運営に支障がないと認められること。

(寄付金等の申込み)

第3条 この法人に寄付金等を寄付しようとする者（以下「申込者という。」）は、別紙様式により申込書をこの法人に提出する。

- 2 この法人は、申込書を受理したときは、前条の基準によりその内容を審査し、寄付金等の受け入れの可否を決定した上で、その旨を申込者に通知する。
- 3 前項の寄付等の申入れを受ける場合は、会長の承認を受けなければならない。また、重要な寄付金等の場合には、理事会の承認を経なければならない。

(受取書の送付)

第4条 寄付金等を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付する。

- 2 前項の受領書には、この法人の事業に関連する寄付金等である旨、寄付金額、寄付金等の詳細及びその受領年月日を記載する。

(寄付金等の使用)

第5条 この法人は、寄付金等が納付されたときは、申込者により用途が特定されているものについては、その特定した用途に従って寄付金等を使用する。

- 2 この法人は、用途が特定されていない寄付金等については、理事会の議決及び評議員会の同意を経て配分を決定し、それに従って使用する。この場合、寄付金等の20パーセントを上限にして一般管理費に充てることができる。

(適用除外)

第6条 寄付金等が国、独立行政法人又は地方公共団体からの寄付その他特別な事情がある場合は、この規則の一部を申込者に対して適用しないことができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、寄付金等の取扱に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

寄付書

平成 年 月 日

公益財団法人

海難審判・船舶事故調査協会

会長 ○ ○ ○ ○ 殿

寄付者 住所

氏名

印

私は、下記のことを貴法人に寄付いたします。

記

- 1 寄付金額等
- 2 寄付の目的
- 3 寄付の条件
- 4 その他